



熊本県公報

第 1 2 0 6 1 号

平成 23 年 11 月 11 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○道路の区域変更	(道路保全課) 1
○漁船保険義務加入同意の承認(竜北町加入区)	(団体支援課) 2
○漁船保険義務加入同意の承認(有明町加入区)	(") 2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による施術者の指定	(社会福祉課) 2
○指定構造計算適合性判定機関の住所及び構造計算適合性判定 の業務を行う事務所の所在地の変更	(建築課) 2
○道路の区域変更	(道路保全課) 3
○道路の区域変更	(") 3
公 告	
○土地改良区の定款変更認可	(農村計画課) 4
○基本測量の実施	(監理課) 4
○特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定	(建築課) 4
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(") 4
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出	(商工振興金融課) 4
○熊本県環境影響評価条例に基づく公聴会の開催	(環境保全課) 5
○県が設置する公の施設における指定管理者の募集(熊本北部 流域下水道)	(下水環境課) 9
○県が設置する公の施設における指定管理者の募集(球磨川上 流流域下水道)	(") 10
○県が設置する公の施設における指定管理者の募集(八代北部 流域下水道)	(") 12
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 14
○熊本県イントラネットメインページ広告掲載取扱業務委託に 係る一般競争入札の実施	(情報企画課) 14
○県が設置する公の施設における指定管理者の募集(熊本県テ クノ中央緑地及び本妙寺山緑地)	(都市計画課) 16
○県が設置する公の施設における指定管理者の募集(水俣広域 公園及び水俣港緑地)	(") 17
○県が設置する公の施設における指定管理者の募集(熊本県営 住宅)	(住宅課) 19
登 載 依 頼	
○熊本県森林審議会の開催	(熊本県森林審議会) 21

告 示

熊本県告示第 1 1 2 9 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 23 年 11 月 11 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 23 年 11 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	389 号	天草市天草町下田北 770 番 1 地先から 同所 785 番 2 地先まで	前	30.6 ～ 72.0	200.0	活力基 盤防災 (法面 保護)
				31.9		

			後	～ 72.4	200.0	
--	--	--	---	-----------	-------	--

2 区域を変更する期日 平成 2 3 年 1 1 月 1 1 日

熊本県告示第 1 1 3 0 号

漁船損害等補償法（昭和 2 7 年法律第 2 8 号。以下「法」という。）第 1 1 2 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第 1 1 2 条第 1 項の規定による同意があったものと認められるので、法第 1 1 2 条の 2 第 3 項の規定により公示する。
なお、平成 1 9 年 1 1 月 1 2 日熊本県告示第 9 6 4 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 1 1 3 条の 2 第 1 項の規定により平成 2 3 年 1 1 月 1 1 日限り消滅するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

竜北町加入区

熊本県告示第 1 1 3 1 号

漁船損害等補償法（昭和 2 7 年法律第 2 8 号。以下「法」という。）第 1 1 2 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第 1 1 2 条第 1 項の規定による同意があったものと認められるので、法第 1 1 2 条の 2 第 3 項の規定により公示する。
なお、平成 1 9 年 1 1 月 1 2 日熊本県告示第 9 6 6 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 1 1 3 条の 2 第 1 項の規定により平成 2 3 年 1 1 月 1 1 日限り消滅するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

有明町加入区

熊本県告示第 1 1 3 2 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条の規定により施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（施術者〔あん摩マッサージ指圧師〕）

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
温香堂鍼灸整骨院	高口 温生	宇城市松橋町松橋 8 0 6 番地 2	平成 2 3 年 1 0 月 4 日

（施術者〔柔道整復師〕）

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
温香堂鍼灸整骨院	高口 温生	宇城市松橋町松橋 8 0 6 番地 2	平成 2 3 年 1 0 月 4 日

熊本県告示第 1 1 3 3 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 7 7 条の 3 5 の 5 第 2 項の規定により指定構造計算適合性判定機関の住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称 一般財団法人日本建築センター
- 2 変更前の指定構造計算適合性判定機関の住所
東京都千代田区外神田六丁目 1 番 8 号
- 3 変更後の指定構造計算適合性判定機関の住所
東京都千代田区神田錦町一丁目 9 番地
- 4 変更前の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
東京都千代田区外神田六丁目 1 番 8 号
- 5 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
6 変更年月日 平成23年11月7日

熊本県告示第1134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年11月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年11月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	益城菊陽線	熊本市小山一丁目 694番1地先から 同所 693番1地先まで	前	14.6 ～ 25.2	31.5	単道改 (交差 点改良)
			後	16.3 ～ 31.1	31.5	

2 区域を変更する期日 平成23年11月11日

熊本県告示第1135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年11月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年11月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	二見田浦線	葦北郡芦北町大字井牟田字獨塩屋 425番1地先から 同所 425番1地先まで	前	2.8 ～ 3.0	18.0	活力基 盤改築 (踏切 道の設 置)
				15.6 ～ 16.8	18.0	
			後	2.8 ～ 12.2	18.0	
				15.6 ～ 16.8	18.0	
		葦北郡芦北町大字井牟田字水尻 435番2地先から 同所 435番2地先まで	前	2.0 ～ 2.8	27.0	
				17.8 ～ 18.0	27.0	
			後	3.0 ～ 14.0	27.0	
				17.8 ～ 18.0	27.0	

2 区域を変更する期日 平成23年11月11日

公 告

熊本県公告第574号

玉名郡和水町に事務所を置く和水町土地改良区理事長福原宗茂から平成23年10月12日付けで申請のあった定款の変更については、平成23年11月1日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成23年11月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第575号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同法第14条第3項の規定により公告する。

平成23年11月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 地 域	作 業 期 間
基本測量（基盤地図情報整備）	荒尾市、宇土市	平成23年11月29日から 平成24年 3月31日まで

熊本県公告第576号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年11月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
建築計画概要書の電子データ化及び精査業務（その7：菊池地域振興局管内） 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県土木部建築住宅局建築課建築物安全推進室安全推進班
郵便番号862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日
平成23年9月30日
- 落札者の名称及び所在地
株式会社パスコ 熊本支店
熊本市神水一丁目24番6号
- 落札金額
44,940,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,140,000円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
平成23年8月19日

熊本県公告第577号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年11月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字小池821番15
308.24平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池市隈府480番地2
本多 康弘
本多 清美

熊本県公告第578号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があ

ったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成23年11月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス益城店
上益城郡益城町馬水716ほか
- 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年5月10日（希望予定日）
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,389平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 53台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
No.1 店舗出入口横 7台
No.2 建物敷地北東側 10台 合計17台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
No.1 建物北西側 50平方メートル
No.2 建物北側 50平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北西側 11立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 建物敷地北側2箇所及び東側
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
No.1 午前6時から午後10時まで
No.2 午後10時から午前6時まで
- 届出年月日
平成23年10月26日
- 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び上益城地域振興局総務部総務振興課
平成23年11月11日から平成24年3月11日まで

熊本県公告第579号

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第19条第1項の規定により公聴会を開催するので、熊本県環境影響評価条例施行規則（平成12年熊本県規則第56号）第23条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年11月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 事業者の氏名及び住所
 - 氏名 財団法人熊本県環境整備事業団 理事長 村田 信一
 - 住所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
- 対象事業の名称、種類及び規模
 - 名称 熊本県公共関与管理型最終処分場建設事業
 - 種類 産業廃棄物処理施設（管理型最終処分場）の設置
 - 規模 埋立面積 31,200平方メートル
- 対象事業実施区域の位置
熊本県玉名郡南関町大字下坂下、字冷水、字山ノ神、字山ノ田、字棒目木、字葉柳の各一部
- 公聴会の開催を予定する日時及び場所
 - 日時 平成23年12月19日（月） 午前10時から午後6時まで
 - 場所 熊本県玉名郡南関町大字関町1324番地 南関町公民館

注1 公述人の人数等によっては、終了時間を繰り上げ、又は繰り下げる場合がある。
注2 公述の申出が多数で、当日全ての公述人が公述できない場合は、後日、同場所において公聴会を開催する。
- 公聴会において意見を聴こうとする事項

- 対象事業の環境影響評価準備書に係る環境の保全の見地からの意見
- 6 公述の申出に関する事項
公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述人」という。）は、平成 23 年 1 月 2 月 5 日（月）までに、次に掲げる事項を記載した知事あての書面（以下「公述申出書」という。別紙様式を参照のこと。）を提出するものとする。
なお、郵送の際は、封筒の表に「申出書在中」と朱書きすること。
- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公述人の氏名及び職名。氏名又は名称には振り仮名を付けること。）
(2) 連絡先の電話番号
(3) 対象事業の名称
(4) 環境の保全の見地からの意見の要旨（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）
(5) 提出先
〒 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
- 7 公述に関する注意事項
(1) 公述の順番は、公述申出書の受付順とする。
(2) 公述時間（公述人が意見を述べる時間）については、1 人につき 1 0 分程度を予定している。（公述人が多数あるときその他公聴会の目的を達成するために必要と認めるときは、公述時間を定めるものとし、その場合には、あらかじめ公述人に通知する。）
(3) 公述人は、日本語により陳述するものとする。
(4) 公述人は、公聴会に自ら出席して意見を述べるものとする。
(5) 公聴会において発言できるのは公述人に限るものとし、その発言は前記 5 の範囲を超えてはならない。
(6) 対象事業の事業内容や準備書について県又は事業者からの説明・質疑応答は行わない。
- 8 傍聴について
傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、開催会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。入場は受付順とする。
なお、開催場所の駐車場に限りがあるので、できるだけ公共交通機関を利用のこと。
- 9 開催の中止について
前記 6 の公述の申出がない場合には、開催を中止する。
- 10 問合せ先
熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 6 8

別紙様式

公 述 申 出 書

公聴会において環境保全の見地からの意見を述べたいので、熊本県環境影響評価条例施行規則第２４条第１項の規定により、次のとおり申し出ます。

平成 年 月 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

☐ 公述申出者

住所

ふりがな
氏 名

連絡先

(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び職名を記載してください。)

□ 対象事業の名称 「熊本県公共関与管理型最終処分場建設事業」

□ 意見の要旨

(準備書についての環境保全の見地からの意見について、項目ごとにその理由も含め、具体的に整理して、記載してください。)

[illegible]

・上欄に記載しきれない場合は、裏面もご利用ください。

・提出期限 平成 23 年 12 月 5 日 (月)

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no text or other markings on the paper.

熊本県公告第 5 8 0 号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
熊本北部流域下水道（以下「流域下水道」という。）
- (2) 場所
熊本県熊本市鶴羽田町 1 2 番地の 1 ほか
- (3) 施設の規模等
ア 全体計画処理面積 4, 2 5 6 ヘクタール
イ 全体計画処理人口 1 9 3, 6 0 0 人
ウ 全体計画日最大汚水量 1 日当たり 1 2 8, 7 0 0 立方メートル
エ 全体計画処理能力 1 日当たり 1 2 8, 7 0 0 立方メートル
- (4) 施設の概要
終末処理場（熊本北部浄化センター）、中継ポンプ場、幹線管きょ接続点流量測定システムほか

2 指定管理者が行う業務

- (1) 流域下水道の運転操作及び監視に関する業務
- (2) 流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務
- (3) その他指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間

平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

4 参加資格

- 次の要件の全てを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
 - (8) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 6 2 年建設省告示第 1 3 4 8 号）に基づく登録を受けており、かつ、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）その他の法令に規定する資格者等を配置できること。
 - (9) 県内における公共下水道又は流域下水道の下水処理施設（1 施設当たりの現有処理能力が 1 日当たり 1 0, 0 0 0 立方メートル以上で標準活性汚泥法による施設）に係る過去 5 年以内の維持管理実績があること。
 - (10) 緊急時に対応するための十分な人的・物的な体制を整えていること。

5 申請の手続

- (1) 申請書類
申請に当たっては、次の書類を提出すること。
ア 指定管理者指定申請書
イ 熊本北部流域下水道指定管理者事業計画書及び収支予算書
ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
オ 申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
カ 申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類
キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は、提出することを要しない。）
ク 納税証明書
（ア）法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ケ その他知事が必要と認める書類
（ア）県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
（イ）グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団

- 体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類)
(ウ) 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づく申立書
- (2) 申請書の提出先
熊本県土木部道路都市局下水環境課経営班(県庁行政棟本館12階)
郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2529
- (3) 提出期間等
平成23年12月1日(木)から平成23年12月9日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
提出は、持参又は郵送とし、郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。電子メール、ファクシミリでの提出は、受け付けない。
- (4) 提出部数
正本1部、副本11部
- 6 指定管理候補者の選定
平成23年12月以降に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会における指定管理候補者とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
5の(2)に掲げる場所で、11月11日(金)から12月9日(金)までの間に交付する。
- 8 説明会
(1) 日時
平成23年11月17日(木)午後1時30分
(2) 場所
熊本県庁北側会議棟303
(3) その他
説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
(1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
(2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
(3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
(2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
(3) 委託料は、流域下水道の維持管理に係る経費とする。
(4) 問合せ先
5の(2)に同じ。

熊本県公告第581号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成23年11月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
(1) 名称
球磨川上流流域下水道(以下「流域下水道」という。)
(2) 場所
熊本県球磨郡錦町大字一武字平岩70番地の1ほか
(3) 施設の規模等
ア 全体計画処理面積 1,431ヘクタール
イ 全体計画処理人口 29,760人
ウ 全体計画日最大汚水量 1日当たり12,000立方メートル
エ 全体計画処理能力 1日当たり12,000立方メートル
(4) 施設の概要
終末処理場(球磨川上流浄化センター)、中継ポンプ場、マンホールポンプ、幹線管きょ流量測定システム、止水ゲートほか
- 2 指定管理者が行う業務

- (1) 流域下水道の運転操作及び監視に関する業務
 - (2) 流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務
 - (3) その他指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件の全てを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
 - (8) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく登録を受けており、かつ、下水道法（昭和33年法律第79号）その他の法令に規定する資格者等を配置できること。
 - (9) 県内における公共下水道又は流域下水道の下水処理施設（1施設当たりの現有処理能力が1日当たり10,000立方メートル以上で標準活性汚泥法又はオキシデーショニディッチ法による施設）に係る過去5年以内の維持管理実績があること。
 - (10) 緊急時に対応するための十分な人的・物的な体制を整えていること。
- 5 申請の手続
- (1) 申請書類
申請に当たっては、次の書類を提出すること。
ア 指定管理者指定申請書
イ 球磨川上流流域下水道指定管理者事業計画書及び収支予算書
ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ 申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
カ 申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類
キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は、提出することを要しない。）
ク 納税証明書
（ア）法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ケ その他知事が必要と認める書類
（ア）県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
（イ）グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
（ウ）「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づく申立書
 - (2) 申請書の提出先
熊本県土木部道路都市局下水環境課経営班（県庁行政棟本館12階）
郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2529
 - (3) 提出期間等
平成23年12月1日（木）から平成23年12月9日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
提出は、持参又は郵送とし、郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。電子メール、ファクシミリでの提出は、受け付けない。
 - (4) 提出部数
正本1部、副本11部
- 6 指定管理候補者の選定
平成23年12月以降に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会における指定管理候補者とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
5の(2)に掲げる場所で、11月11日（金）から12月9日（金）までの間に、交付する。

- 8 説明会
(1) 日時
平成23年11月17日(木)午後1時30分
(2) 場所
熊本県庁北側会議棟303
(3) その他
説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
(1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
(2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
(3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
(2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
(3) 委託料は、流域下水道の維持管理に係る経費とする。
(4) 問合せ先
5の(2)に同じ。

熊本県公告第582号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成23年11月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
(1) 名称
八代北部流域下水道(以下「流域下水道」という。)
(2) 場所
熊本県八代市鏡町芝口11番割551ほか
(3) 施設の規模等
ア 全体計画処理面積 1,157ヘクタール
イ 全体計画処理人口 38,700人
ウ 全体計画日最大汚水量 1日当たり19,100立方メートル
エ 全体計画処理能力 1日当たり19,100立方メートル
(4) 施設の概要
終末処理場(八代北部浄化センター)、中継ポンプ場、マンホールポンプ、幹線管きょ流量測定システム、止水ゲートほか
- 2 指定管理者が行う業務
(1) 流域下水道の運転操作及び監視に関する業務
(2) 流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務
(3) その他指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件の全てを満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
(2) 県内に事業所を有すること。
(3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
(4) 労働者災害補償保険に加入していること。
(5) 県税、法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
(7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

- (8) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく登録を受けており、かつ、下水道法（昭和33年法律第79号）その他の法令に規定する資格者等を配置できること。
- (9) 県内における公共下水道又は流域下水道の下水処理施設（1施設当たりの現有処理能力が1日当たり10,000立方メートル以上で標準活性汚泥法による施設）に係る過去5年以内の維持管理実績があること。
- (10) 緊急時に対応するための十分な人的・物的な体制を整えていること。
- 5 申請の手続
- (1) 申請書類
申請に当たっては、次の書類を提出すること。
- ア 指定管理者指定申請書
- イ 八代北部流域下水道指定管理者事業計画書及び収支予算書
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は、提出することを要しない。）
- ク 納税証明書
- (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- ケ その他知事が必要と認める書類
- (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
- (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
- (ウ) 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づく申立書
- (2) 申請書の提出先
熊本県土木部道路都市局下水環境課経営班（県庁行政棟本館12階）
郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2529
- (3) 提出期間等
平成23年12月1日（木）から平成23年12月9日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
提出は、持参又は郵送とし、郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。電子メール、ファクシミリでの提出は、受け付けない。
- (4) 提出部数
正本1部、副本11部
- 6 指定管理候補者の選定
平成23年12月以降に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会における指定管理候補者とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
5の(2)に掲げる場所で、11月11日（金）から12月9日（金）までの間に、交付する。
- 8 説明会
- (1) 日時
平成23年11月17日（木）午後1時30分
- (2) 場所
熊本県庁北側会議棟303
- (3) その他
説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
- (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
- ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
- オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。

10 その他

- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 委託料は、流域下水道の維持管理に係る経費とする。
- (4) 問合せ先
5の(2)に同じ。

熊本県公告第583号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年11月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字木山字前田240番2の一部、同240番4の一部、同241番3の一部、同241番4の一部、同241番5の一部、同241番6の一部、同241番7の一部
1,000.33平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡甲佐町白旗543-1
上益城農業協同組合

熊本県公告第584号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年11月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
熊本県イントラネットメインページ広告掲載取扱業務
 - (2) 委託業務の内容
熊本県イントラネットメインページへの有料バナー広告掲載に係る広告の募集等
 - (3) 委託業務の詳細
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (4) 委託期間
平成24年1月1日から平成24年5月31日まで
 - (5) 入札方法
 - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
 - エ 入札保証金は、免除する。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件を全て満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第1項による審査のうえ、入札参加資格者として要綱第6条の入札参加資格者名簿の営業種目の広報・広告業務（企画・制作）に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6の(3)の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 平成23年1月1日現在において、委託業務と同種の営業を2年以上営んでおり、委託業務と同種の実績があること。

- (6) 熊本県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成23年11月11日（金）から平成23年11月18日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成23年11月11日（金）から平成23年11月22日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課（県庁行政棟新館9階）
郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話096-333-2143
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成23年11月11日（金）から平成23年11月30日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成23年11月30日（水）午前11時
イ 場所
熊本県庁行政棟新館OA研修室（9階）
- (4) 入札書の提出方法
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成23年11月29日（火）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 記名押印を欠く入札
エ 金額を訂正した入札
オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 明らかに連合によると認められる入札
キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ク 2以上の意思表示をした入札
ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
コ その他入札に関する条件に違反した入札
- (3) 落札者の決定方法

- 有効な入札書を提出した者で、予定価格を上回る最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (4) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (5) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。
ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (6) その他詳細は、入札説明書等による。

熊本県公告第585号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成23年11月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 熊本県テクノ中央緑地
 - ア 所在地 熊本県上益城郡益城町田原上面の平2081-1ほか
 - イ 面積 5.0ヘクタール
 - ウ 施設の概要
 - (ア) 園路及び広場 園路、集いの広場、泉の広場、のびのび広場等
 - (イ) 修景施設 植栽、芝生、噴水、滝等
 - (ウ) 休養施設 ベンチ、休憩所
 - (エ) 便益施設 駐車場、便所1棟、水飲場
 - (オ) 管理施設 照明設備、機械室1棟、給排水設備等
 - (2) 本妙寺山緑地
 - ア 所在地 熊本市花園6丁目地内
 - イ 面積 6.9ヘクタール
 - ウ 施設の概要
 - (ア) 園路及び広場 園路、階段等
 - (イ) 修景施設 植栽等
 - (ウ) 便益施設 駐車場、案内板
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地（以下「緑地」という。）の維持及び修繕に関する業務
 - (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が緑地の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置及び暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- 5 申請の手続

- (1) 申請書類
申請に当たっては、次の書類を提出すること。
ア 指定管理者指定申請書
イ 熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地指定管理者事業計画書及び収支予算書
ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
カ 申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他の団体の業務を明らかにする書類
キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は、提出することを要しない。）
ク 納税証明書
（ア） 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ） 熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ケ その他知事が必要と認める書類
（ア） 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
（イ） グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
- (2) 申請書の提出先
熊本県土木部道路都市局都市計画課景観公園室（県庁行政棟本館11階）
郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2524（内線6175）
- (3) 提出期間
平成23年12月1日（木）から平成23年12月9日（金）までの午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。なお、電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
- (4) 提出部数
正本1部、副本9部
- 6 指定管理候補者の選定
平成23年12月中旬以降に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会の指定管理候補者とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
5の（2）に掲げる場所で、平成23年11月11日（金）から平成23年12月9日（金）までの間に交付する。
- 8 説明会
（1）熊本県テクノ中央緑地
① 日時 平成23年11月21日（月）午前10時30分
② 場所 熊本県テクノ中央緑地「のびのび広場」
（2）本妙寺山緑地
① 日時 平成23年11月21日（月）午後2時
② 場所 本妙寺山緑地「駐車場」
- 9 留意事項
（1）次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
オ その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
（2）提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
（3）提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
（1）指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
（2）指定管理候補者を、県議会の決議を経て、指定管理者に指定する。
（3）委託料は、緑地の維持管理に係る経費とする。
（4）問合せ先
5の（2）に同じ。

熊本県公告第586号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成23年11月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称 水俣広域公園及び水俣港緑地（以下「広域公園」という。）
- (2) 所在地 水俣市汐見町1丁目231-12ほか
- (3) 面積 41.4ヘクタール
- (4) 施設の概要

ア 園路及び広場 園路、花の里、テニスの森、健康の森、スポーツの森、潮騒の広場、親水緑地、海の広場、こどもの広場等

イ 修景施設 竹林園、植栽、芝生、水路、滝、水鳥の池、花の回廊等

ウ 休養施設 ベンチ、休憩所等、ナーサリー1棟、展示室1棟

エ 便益施設 駐車場、便所13棟、水飲場等

オ 管理施設 管理棟1棟、機械室1棟、照明設備、給排水設備等

カ 教養施設 ナーサリー1棟、展示室1棟

キ 運動施設 陸上競技場、テニスコート8面、グラウンドゴルフ場、多目的広場3面、ソフトボール場3面等

ク 遊戯施設 ジャングルジム・滑り台等複合遊具、砂場、ザイルクライミング、水のうねり、木製遊具（帆船）等

2 指定管理者が行う業務

- (1) 熊本県都市公園条例第5条第2項の有料公園施設の利用の許可に関する業務
- (2) 広域公園の維持及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が広域公園の管理上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

4 参加資格

次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置及び暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

5 申請の手続

(1) 申請書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。

- ア 指定管理者指定申請書
- イ 水俣広域公園及び水俣港緑地指定管理者事業計画書及び収支予算書
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他の団体の業務を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は、提出することを要しない。）
- ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- ケ その他知事が必要と認める書類
 - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）

(2) 申請書の提出先

熊本県土木部道路都市局都市計画課景観公園室（県庁行政棟本館11階）
 郵便番号862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号
 電話番号096-333-2524（内線6175）

(3) 提出期間

平成23年12月1日（木）から12月9日（金）までの日の午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着

- とする。なお、電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
- (4) 提出部数
正本1部、副本9部
- 6 指定管理候補者の選定
平成23年12月中旬以降に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会の指定管理候補者とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
5の(2)に掲げる場所で、平成23年11月11日(金)から12月9日(金)までの間に交付する。
- 8 説明会
(1) 日時
平成23年11月22日(火) 午後1時30分
(2) 場所
広域公園「インフォメーションセンター」前
- 9 留意事項
(1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
オ その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
(2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
(3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
(2) 指定管理候補者を、県議会の決議を経て、指定管理者に指定する。
(3) 委託料は、広域公園の維持管理に係る経費とする。
(4) 問合せ先
5の(2)に同じ。

熊本県公告第587号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成23年11月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
(1) 名称
県営住宅及び県営改良住宅の共同施設及び地区施設(以下「熊本県営住宅」という。)
(2) 場所
熊本市、荒尾市、宇土市、水俣市、合志市及び菊池郡菊陽町
(3) 施設の規模等
ア 敷地面積 733,127.43平方メートル
イ 建物延床面積 532,943.69平方メートル
(4) 施設の概要
団地数42、管理戸数8,596戸(平成23年11月1日現在)
- 2 指定管理者が行う管理運営業務
(1) 入居者の公募に関する業務
(2) 入居者への指導及び連絡に関する業務
(3) 熊本県営住宅の明渡し手続に関する業務
(4) 熊本県営住宅の維持及び修繕に関する業務
(5) 駐車場の管理に関する業務
(6) その他指定管理者が熊本県営住宅の施設の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
(2) 県内に事業所を有すること。
(3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
(4) 労働者災害補償保険に加入していること。

- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している者であつて、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
 - (8) 賃貸住宅を1,000戸以上管理していること。
 - (9) 賃貸住宅の管理の経験を3年以上有していること。
 - (10) 1級建築士の有資格者が常勤で在籍すること。
 - (11) 住宅の管理を受託しながら、責務を十分に果たせなかった実績がないこと。
- 5 申請の手続
- (1) 申請書類
申請に当たっては、次の書類を提出すること。
 - ア 指定管理者指定申請書
 - イ 熊本県営住宅指定管理者事業計画書及び収支予算書
 - ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - エ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
 - オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
 - カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類
 - キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は、提出することを要しない。）
 - ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
 - ケ その他知事が必要と認める書類
 - (ア) 県営住宅の管理運営業務に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
 - (ウ) 賃貸住宅管理実績申立書
 - (エ) 1級建築士の資格を証明する書類の写し及びその者が常勤で在籍することを証する書類
 - (オ) 支店等で申請する場合は、熊本県営住宅の管理運営に関する協定を締結できる権利能力を有することを証する書類
 - (カ) 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に関する申立書
 - (2) 申請書の提出先
熊本県土木部建築住宅局住宅課管理班（県庁行政棟本館12階）
郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2550（ダイヤルイン）
ファックス番号096-384-5472
 - (3) 提出期間
平成23年12月1日（木）から平成23年12月9日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から正午まで、及び午後1時から午後5時15分までとする。
提出は、印刷物の持参又は郵送に限り、郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時15分まで必着とする。
 - (4) 提出部数
正本1部、副本9部
- 6 指定管理候補者の選定
平成23年12月中旬以降に開催予定の指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、最終的に県において選定する。
なお、選考委員会では、各委員が県の定めた審査基準に基づいて審査・採点を行い選考意見を取りまとめる。
- 7 募集要項の交付
5の(2)に掲げる場所で、11月11日（金）から12月9日（金）までの間に、交付する。
- 8 説明会
- (1) 日時
平成23年11月21日（月）午後1時30分
 - (2) 場所
県庁行政棟本館11階 土木部会議室
 - (3) その他
説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)に所定の様式によりあらかじめ連絡すること。

9 留意事項

- (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
 - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写することがある。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。

10 その他

- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 委託料は、熊本県営住宅の管理運営に係る経費とする。
- (4) 問合せ先
5の(2)に同じ。

登載依頼**熊本県森林審議会公告第1号**

熊本県森林審議会を、次のとおり開催します。
平成23年11月11日

熊本県森林審議会事務局

- 1 開催日時
平成23年11月18日（金）
午後1時30分から
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題
 - (1) 地域森林計画の変更について
 - (2) 熊本県森林・林業・木材産業基本計画の見直しについて
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県森林審議会事務局（熊本県農林水産部森林局森林整備課森林計画班）
（096-333-2434）